

# 令和7年度 第4回

## 松戸市国民健康保険運営協議会

### 会 議 録

開催日時：令和8年1月27日(火曜日) 午後1時30分 開会

開催場所：松戸市役所 新館7階大会議室

健康医療部 国保年金課

< 出席者 >

運営協議会委員：定数17名のうち出席者15名

出席委員……石田かづ子委員、小川洋一委員、木村健太郎委員、  
近藤泰久委員、鈴木渉委員、石島秀紀委員、  
小林伸宏委員、小松世幸委員、澤田康裕委員、  
小野順子委員、平居昭範委員、吉場清子委員、  
鈴木暢委員、福光正憲委員、山下秀樹委員  
欠席委員……森田靖委員、田嶋幸浩委員

松戸市：健康医療部 部長

国保年金課 課長

// 資格賦課班 班長、班員1名

// 給付班 班長、班員1名

// 企画調整班 班長、班員3名（事務局）

収納担当室 担当室長

// 担当室長補佐

// 室員2名

健康推進課

健診担当室 担当室長

// 担当室長補佐

室員1名

計17名

事務局

それでは、令和7年度第4回松戸市国民健康保険運営協議会の開会にあたり、健康医療部長より、ご挨拶申し上げます。

—— 健康医療部長挨拶 ——

事務局

続きまして、本協議会会長より、ご挨拶をお願いいたします。

—— 会長挨拶 ——

事務局

ありがとうございました。  
これより会長に議事進行をお願いいたします。

会長

それでは、令和7年度第4回松戸市国民健康保険運営協議会を開会します。  
議事に入る前に、会議の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局

松戸市国民健康保険運営協議会規則第6条「会議の成立」の規定により、「協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」と、定められております。  
本日、委員17名のうち、会場での出席者が13名、オンラインでの出席者が2名、合計15名が出席しておりますので、会議は成立することを報告いたします。

会長

次に、「傍聴者」について、事務局から報告をお願いします。

事務局

本日の会議について、1名の方から傍聴したい旨の申し出があり「審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき許可いたしましたのでご了承願います。  
では、傍聴者の方、どうぞお入りください。

## 会長

これより、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、

議題1「松戸市国民健康保険料改定指針の策定について」、

議題2「松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、

議題3「令和7年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）  
について」

議題4「令和8年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について」

議題5「訴えの提起について（報告）」

の5つとなります。

はじめに、議題1「松戸市国民健康保険料改定指針の策定について」を議題とします。

本議題につきましては、令和7年8月開催の「令和7年度第2回運営協議会」に続いて、令和7年11月開催の「令和7年度第3回運営協議会」においても議論をしてきましたが、本日の運営協議会をもって答申をいたしますので、ご承知おきください。

それでは、事務局から説明をお願いします。

## —— 事務局説明 ——

## 会長

それでは、ただいまの件につきまして、委員の皆様からご質問等ございますか。

なお、時間に限りがあることや、できるだけ多くの方からご質問等を頂戴したいことから、簡潔なご発言にご協力をお願いします。

## 委員

3か年解消におけるモデルケース別影響額について、世帯主が45歳と60歳を比較すると、45歳が+8,710円/期、60歳が+8,690円/期と、45歳の方が高い結果となっています。45歳は、これから先お金が必要となる時期のため被保険者の納得できない数字かと思ひまして、私としては、

4か年解消では、45歳が+7, 730円/期、60歳が+8, 020円/期となっている方が妥当な金額で納得できるかと思います。

#### 会長

4か年解消だと、上げ幅が少なくなり、負担感が和らぎます。市で配慮いただき、大変ご苦労があったと思います。

他にいかがですか。

#### 委員

前提として確認ですが、本議題は、松戸市国民健康保険料改定指針の策定についてとのことなのですが、この資料全体が指針ということでしょうか。

#### 事務局

資料全体が指針ということではございません。この資料をもとに答申をいただき、その答申をもとにして、指針を策定することになります。

そのため、この資料は、答申をいただくための参考資料のような位置付けとなっております。そして、この資料の内容が、指針等に反映されるものと考えております。

#### 委員

そうなると、例えば、本日の運営協議会で4か年が良いという結論になれば、それが答申となりますか。

#### 事務局

仰るとおりです。

#### 委員

資料1の3ページの折れ線グラフを見ると、国保事業費納付金は年々増加し続け、令和8年度には、一人当たり16万円となり今後も上昇していくと感じました。

私たちは、十分承知をして尊重させていただくのですが、結果だけを知らされた被保険者は、ため息が出るのだろうなと思いました。

## 委員

近隣他市の保険料の改定状況はいかがですか。

また、保険料率を引き上げたとき、次に、収納率の問題がでてくると思いますが、保険料率を引き上げた場合、果たして収納率の向上は、計算通りいくのでしょうか。どのように考えておりますか。

## 事務局

まず、近隣市の保険料の改定状況について、あくまで検討の段階となりますが、ほとんどの自治体が、引き上げに向けて動いていると聞いております。

ちなみに、令和7年度において、東葛9市に千葉市を加えた10市の中で、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、千葉市で保険料率を引き上げている状況です。全県的に、同じような条件ですので、どの自治体も引き上げに向けて、運営協議会や議会の審議を進めているところだと認識しております。

次に、収納率について、令和8年度は、保険料の引き上げをしなければなりません。予算に対して90%の収納率を見込んでおります。

なお、実際の令和6年度収納率は、91.21%という収納率になっておりますので、努力次第となりますが、90%台を目指すこととなります。

## 会長

他にご質問等ございませんか。

———— 質問なし ————

## 会長

子ども・子育て支援金に係る保険料額を除く毎年の改定幅について、市から、一人当たり10,500円程度とする3か年解消案と、一人当たり9,500円程度とする4か年解消案が示されました。

4か年解消の方が、多数ご意見と判断しておりますが、よろしいですか。

それでは、4か年解消案でお諮りしたいと思います。

松戸市国民健康保険料改定指針については、子ども・子育て支援金に係る保険料額を除く、毎年の改定幅を一人当たり、9,500円程度とする4か年解消案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

—— 賛成多数 ——

会長

ありがとうございます。

議題1「松戸市国民健康保険料改定指針の策定について」は、4か年解消案のとおり承認されました。

ただいま、事務局に答申書（案）を配付させますので、少々お待ちください。

—— 事務局にて答申書（案）を配付 ——

会長

先ほどの議論を踏まえた、4年解消案の答申書（案）となります。

—— 会長から答申書（案）を読み上げ ——

会長

これにご異議ございませんか。

ご異議のない方は挙手をお願いします。

—— 賛成多数 ——

会長

ありがとうございました。

議題1「松戸市国民健康保険料改定指針の策定について」は、答申書（案）のとおり市長に答申いたしますので、ご承知おきください。

また、議題2から議題4までの資料につきまして、議題1の内容を反映させた資料を事務局から配付いたしますので、もうしばらくお待ちください。

—— 事務局にて議題2～4の資料を配付 ——

会長

続きまして、議題2「松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局説明

会長

それでは、ただいまの件につきまして、委員の皆様からご質問等ございますか。

委員

資料2-1「2 改正内容」表中に医療分の所得割率が記載されていますが、県の示した令和8年度の標準保険料率より本市保険料率の方が、高く設定されている理由を教えてください。

事務局

確かに、仰るとおり、本市の医療分の所得割率については、すでに標準保険料率に達している状況となります。

しかしながら、超えているから引き下げられるかと言いますとそうではなく、先ほど申し上げたとおり、8億円の赤字が国保会計で出ていることに加え、令和7年度に7.29%であった標準保険料率は、令和8年度は7.45%となり、年々上昇している状況です。このままいきますと、今後、令和9年度、ないしは令和10年度で、追いつくことが想定されるため、令和8年度は据え置いております。

会長

他にご意見ございますか。

ないようですのでお諮りします。

議題2「松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の原案に賛成の方の挙手をお願いします。

賛成多数

会長

ありがとうございました。

議題2「松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり承認されました。

続きまして、議題3「令和7年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について」に関して、事務局から説明をお願いします。

———— 事務局説明 ————

委員

資料3-2の歳出補正「1. 総務費」に記載されている、人件費の減額は、努力により削減したものとなりますか。

事務局

いいえ。

当該人件費は、育休および産休、病気などが年度途中で人件費の減が判明したことにより減額するものになります。

委員

同じく歳出補正の「6. 諸支出金」に特定健康診査等負担金の超過交付分の返還として、1800万円ほど計上されておりますが、関連して、令和6年度の特定健康診査の受診率を教えてください。

事務局

はじめに、当該負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の一部が交付されるもので、負担率は国、県及び市町村で3分の1ずつになっています。

また、補正の理由につきましては、交付申請時に見込んだ人数と比較して実績で減少した分を返還するものになります。内訳としましては、特定健康診査が、交付申請時2万7,000人に対して、実績では2万3,104人となり、3,896人の減になります。

一方の特定保健指導は、交付申請時867人に対して、実績では557人、310人の減になりました。金額にして、国及び県の負担金の返還金は、それぞれ931万5,000円となり、合計1862万9,000円になります。ご質問のありました、令和6年度の特定健康診査の受診率は、36.7%、特定保健指導の実施率が17.2%になります。

委員

ありがとうございます。

特定健康診査の受診率は、県内でも平均より低いということは以前から言われており、伸ばす工夫を検討していただいているかと思いますが、引き続き、今後も検討していただきたいと思います。

会長

他にご意見ございますか。

ないようですのでお諮りします。

議題3「令和7年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について」の原案に賛成の方の挙手をお願いします。

———— 賛成多数 ————

会長

ありがとうございました。

議題3「令和7年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（案）について」は原案のとおり承認されました。

続きまして、議題4「令和8年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について」に関して、事務局から説明をお願いします。

———— 事務局説明 ————

会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の件につきまして、委員の皆様からご質問等はございますか。

———— 質問なし ————

会長

ご質問等ないようですのでお諮りします。

議題4「令和8年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について」の原案に賛成の方の挙手をお願いします。

———— 賛成多数 ————

会長

ありがとうございました。

議題4「令和8年度松戸市国民健康保険特別会計予算（案）について」は原案のとおり承認されました。

議題2、議題3及び議題4につきまして、原案のとおり承認した旨を市長に答申いたしますので、ご承知おきください。

最後に、議題5「訴えの提起について（報告）」の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

———— 事務局説明 ————

会長

それでは、ただいまの件につきまして、委員の皆様から質問等はございますか。

———— 質問なし ————

会長

ご質問等ないようですので、議題5「訴えの提起について」の報告は、以上とさせていただきます。

今年度予定していた運営協議会は以上となります。

なお、来年度の開催につきましては、決定し次第、お知らせいたしますのでご承知おきください。

最後に、2点ございます。

1点目は、本協議会の名簿につきまして、これまでホームページで公表しておりませんでしたことから、他市における公表している状況を踏まえまして、来年度から公表することを検討しております。

2点目は、本協議会の傍聴につきまして、これまで当日の開会前、おおむね30分前に国保年金課にて申込みをしなければなりませんでした。電話での申込みを可とすることを検討しております。

本件2件について、会長一任でよろしいでしょうか。

—— 異議なし ——

会長

それでは、事務局に進行をお返しします。

事務局

それでは、最後に国保年金課長よりご挨拶申し上げます。

—— 国保年金課長 挨拶 ——

事務局

以上をもちまして、解散といたします。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

—— 午後3時30分終了 ——

この会議録の記載が真正であることを認め、署名します。

令和 8 年 2 月 26 日

松戸市国民健康保険運営協議会

会 長 小野 順子

